

2020年7月1日

市民公益活動支援センター

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン ver 2

1. 概要

市民公益活動支援センターの利用者（来館者）への「新型コロナウイルスの感染拡大を防止」するため、最大限の対策を実施する。

特に、①密閉空間：換気の悪い密閉空間

②密集場所：多くの人が密集

③密接場面：互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声がおこなわれるという3つの条件のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられている。

については、上記「3密」を避けることを徹底する（自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないことになる）。

2. 具体策

上記の概要を基に、以下のような具体策を実施する。守られないことが3回続いた場合は、利用を禁止とする。

①利用者全員「**マスクの着用**」と「**アルコール消毒**」を徹底すること（アルコール消毒をしない若しくはマスクを着用しない場合は、利用できない）。

※利用者への検温をすることは難しいので、「**37.5℃以上**」や「**体調不良**」の人は利用を控えて下さい。

②対人距離を確保する（密集・密接を避ける）ため、「**4㎡/1人**」を基に、「**利用人数制限**」を設ける。また、**利用目的は問わないが、「密集及び密接をつくらない」こと。**

・第1会議室（67.5㎡）：16人

・第2会議室（33.7㎡）、第3会議室（33.7㎡）：8人

・セミナー室（81㎡）：20人

・事務ブース：A、B（15.9㎡）：3人 C、D（11.1㎡）：2人

 E、F、G（10.6㎡）：2人 H、I、J（7.2㎡）：1人

⇒定員オーバーする場合は、会議室を利用する。

③密閉空間をつくらないようにするため、換気をおこなうこと。

会議室、セミナー室、作業室、事務ブースを利用する場合は、「**入り口のドアを常**

に開けておく」。加えて、「適宜、窓を開け換気を実施」すること。

※網戸が無いので、夜の利用の場合は「蚊取り線香」を貸出する。

④会議室、セミナー室、作業室の利用終了後は、必ず「消毒を実施」する。

- ・会議室：スイッチ、ドアノブ、机、椅子、ホワイトボード
- ・貸出物品：クリップボード、ホワイトボードマーカー、ホワイトボードイレーザー、エアコンリモコン
- ・作業室：輪転機、紙折り機、裁断機、シュレッダー、作業机、椅子

⑤利用者の氏名及び緊急連絡先を把握し、「名簿を作成」する。

様式第8号（第6条関係）「利用許可・変更許可申請書」＋氏名及び緊急連絡先を記した名簿を提出してもらおう（保管期間：3ヶ月）。

※こうした情報が、必要に応じて保健所などに提供することが必要となる。

⇒「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用をしてもらう

※個人情報の適切な取り扱い

⑥フリースペースについては、不特定多数が利用でき、かつ、「3密」を避けるための管理が難しいため、引き続き「閉鎖」する（西側非常階段のドアについても施錠）。

⑦パンフレットやチラシについては、不特定多数が触る恐れがあるため「配架」しない。

⑧ゴミは「利用者自身が持ち帰る」こと。

⑨市民公益活動支援センターの職員以外の事務所への「立ち入りは禁止」とする。

3. 備考：

①具体策は、利用者が混乱しないように、市民プラザで「できるだけ統一」する。

開館時間：9：00～21：30

②このガイドラインは、「適宜、見直しを実施」する。

②事務所などは今まで通り、毎日消毒を実施する。

- ・事務所、相談室：机、椅子、ドアノブ、スイッチ、電話、PC（キーボード、マウス）、プリンター
- ・廊下：手すり、ロッカー、ドアノブ

※7月1日、黄色のマーカー部分を改定

◆参考：（公社）全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」